

議案第24号

倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改正について

倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年倉敷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、規定の整備が必要なため、規則を改正するものである。

倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年倉敷市教育委員会規則第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>